

所得税の確定申告は

正しく書いてお早めに

▽申告・相談

●期間

2月17日(月)～

3月17日(月)

〔土・日を除く〕

午前9時～午後5時

(受付は午前9時～午後4時)

●場所

・光税務署 2階会場

☎0833-71-0166

・ピピ510(Lホール)

(周南市糺町1-17)

▽申告・納付期限

所得税及び復興特
別所得税・贈与税

3月17日(月)

消費税・地方消費税
(個人事業者)

3月31日(月)

●問合せ先 光税務署
☎0833-71-0166

●申告書の作成・提出は

e・Taxまたは郵送等で

確定申告期間中の申告会場は、大変混雑が予想されます。

申告書はご自分で作成され、「国税電子申告・納税システム(e・Tax)」または、郵送等により提出されることをお勧めします。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書を作成することができます。なお、24時間ご利用いただけます。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>



●確定申告書や青色決算書

(収支内訳書)の用紙の入手方法

① 国税庁ホームページからダウンロードする。

② 税務署に電話され、音声ガイダンスに従って「0」を選択し、送付の依頼をする。

●年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には税務署へ提出する所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

●記帳・帳簿等の保存制度の

対象者が拡大されます。

平成26年1月から個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方に、記帳・帳簿等の保存が必要です。※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

【税務署からのお知らせ】

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！

■ 国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※ 不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問合せ先】光税務署 総務課 ☎0833-71-0166(音声ガイダンスに従い「2」を押してください。)